

多様な農業人材支援事業（ハード事業）

● 地域農業を担う多様な農業人材として認定された認定農業人材の規模拡大や新たな品目の導入などの経営計画の達成に必要な営農用機械・施設の整備を支援します。

対象者

多様な農業人材として経営計画が認定された者（認定農業人材）

【認定要件】

- ・地域計画に「農業を担う者」として位置づけられていること又は位置づけられることが確実と見込まれる者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織は除く）
- ・営農を5年以上継続する意欲があること
- ・農産物販売金額50万円以上を目指すこと
- ・地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開（規模拡大、新たな品目・新技術導入など）を図ること

対象となる内容

経営計画の達成に必要な機械・施設の導入

※導入にあっては

- ・作業面積等に沿った能力の機械とし、過剰となる導入でないこと
- ・単なる機械の買い替えや汎用性が高い機械は補助の対象としない
- ・ビニール温室など遊休施設の解体、移設、補修に要する経費並びに付帯施設の整備は対象とする。

助成額

事業費の1／3以内（県1／6以内、市町1／6以内）

上限200万円（県100万円、市町100万円）

申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・市町農業担当課
- ・各農業改良普及センター